

令和5年度大分県社会福祉審議会 次第

日時：令和6年2月29日（木）

13時30分～15時30分

場所：アートホテル「アートホール」

1 開 会

2 新任委員紹介

3 福祉保健部長あいさつ

4 委員長・副委員長、会議録署名委員選出

5 議 事

【協議事項】

(1) 大分県地域福祉基本計画の骨子案について 【資料1】

【報告事項】

(1) 令和6年度当初予算案について 【資料2】

(2) 福祉保健部門計画について

①令和5年度策定計画案（5本） 【資料3】

②令和6年度策定予定の計画（1本） 【資料4】

(3) 中津市で発生した児童死亡事案に係る検証報告について

【資料5】

6 閉 会

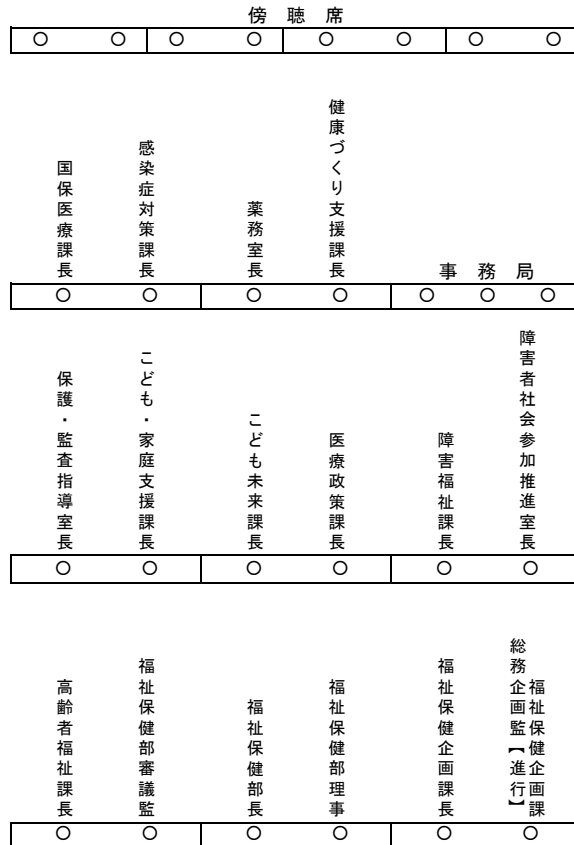
大分県社会福祉審議会 委員名簿

(任期) 令和5年4月1日～令和7年3月31日

氏名	所属	出欠	備考
相澤 仁	大分大学福祉健康科学部 教授	欠席	
飯田 法子	大分大学福祉健康科学部 准教授	○	
今吉 次郎	大分県議会議員(福祉保健生活環境委員会 委員長)	○	
大呂 紗智子	特定非営利活動法人おおいた子ども支援ネット 理事	欠席	
奥塚 正典	大分県市長会 中津市長	欠席	
小畑 たるみ	こども食堂b&gきつき 代表	○	
亀井 新太郎	社会福祉法人豊寿会ケアハウス豊友館 施設長	欠席	
神田 弘法	大分県精神保健福祉会 会長	○	
工藤 和代	J A 大分県女性組織協議会 会長	欠席	
草野 俊介	大分県社会福祉協議会 会長	○	
貞永 明美	大分県医師会 常任理事	○	
佐藤 一夫	大分県身体障害者福祉協会 会長	○	
首藤 尚紀	大分県保育連合会 理事	○	
副島 恵美子	大分県母子寡婦福祉連合会 理事長	○	
高治 香苗	大分県里親会 副会長	○	
高橋 洋明	大分県民生委員児童委員協議会 会長	欠席	
田村 恵子	大分県介護福祉士会 副会長	○	
千嶋 敏夫	大分県老人福祉施設協議会 会長	○	
中野 洋子	認知症の人と家族の会大分県支部 世話人代表	○	
大戸 朋子	大分県看護協会 会長	欠席	
濱田 聖美	大分県肢体不自由児者父母の会連合会 会長	○	
平原 伸	大分県知的障害者施設協議会 会長	○	
福田 広美	大分県立看護科学大学 教授	欠席	
淵野 勝弘	大分県精神科病院協会 会長	○	
牧 久美	大分県地域婦人団体連合会 副会長	○	
牧 達夫	大分県老人クラブ連合会 会長	○	
松田 政隆	大分県民生委員児童委員協議会 主任児童委員連絡会 代表	欠席	
松永 忠	大分県児童養護施設協議会 会長	欠席	
三浦 晃史	大分県身体障害児者施設協議会 会長	○	
渡辺 浩二郎	大分県手をつなぐ育成会 副理事長	○	

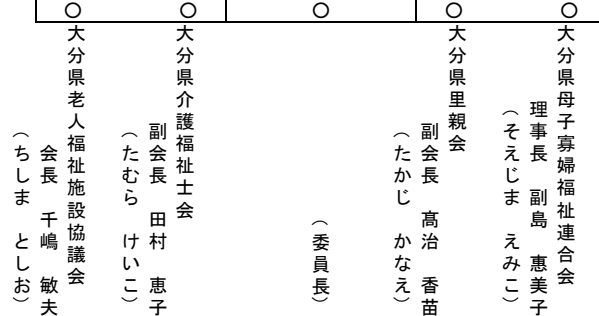
出席委員数 20名 /30名中

令和5年度大分県社会福祉審議会配席図



- 大分県手をつなぐ育成会
副理事長 渡辺 浩二郎
(わたなべ こうじろう)
- 大分県身体障害児者施設協議会
会長 三浦 晃史
(みうら あきふみ)
- 大分県老人クラブ連合会
会長 牧 達夫
(まき たつお)
- 大分県地域婦人団体連合会
副会長 牧 久美
(まき くみ)
- 大分県精神科病院協会
会長 瀧野 勝弘
(ふちの かつひろ)
- 大分県知的障害者施設協議会
会長 平原 伸
(ひらばる しん)
- 大分県肢体不自由児者父母の会連合会
会長 濱田 聖美
(はまだ きよみ)
- 認知症のひと家族の会大分県支部
世話人代表 中野 洋子
(なかの ようこ)

- 大分大学福祉健康科学部
准教授 飯田 法子
(いいた のりこ)
- 大分県議会議員
(福祉保健生活環境委員会委員長)
今吉 次郎 (いまよしじろう)
- 子ども食堂b & gきつき
代表 小畑 たるみ
(おばた たるみ)
- 大分県精神保健福祉会
会長 神田 弘法
(かんだ ひろのり)
- 大分県社会福祉協議会
会長 草野 俊介
- 大分県医師会
常任理事 貞永 明美
(さだなが あけみ)
- 大分県身体障害者福祉協会
会長 佐藤 一夫
(さとう いちお)
- 大分県保育連合会
理事 首藤 尚紀
(しゅとう なおき)



協議事項(1)
大分県地域福祉基本計画の骨子案について

令和 6 年 2 月 2 9 日
大 分 県 福 祉 保 健 部

次期「大分県地域福祉基本計画」の概要（案）

1 計画の位置づけ

(1) 社会福祉法第108条に基づく都道府県地域福祉支援計画

高齢者や障がい者、児童等の福祉に関し、就労や居住支援など共通して取り組むべき事項、福祉・介護人材の確保・育成、市町村における包括的な支援体制の整備等を支援する取組などを定めるもの。

(2) 県長期総合計画の部門計画

同時期に見直しとなる県長期総合計画との整合性を図る。

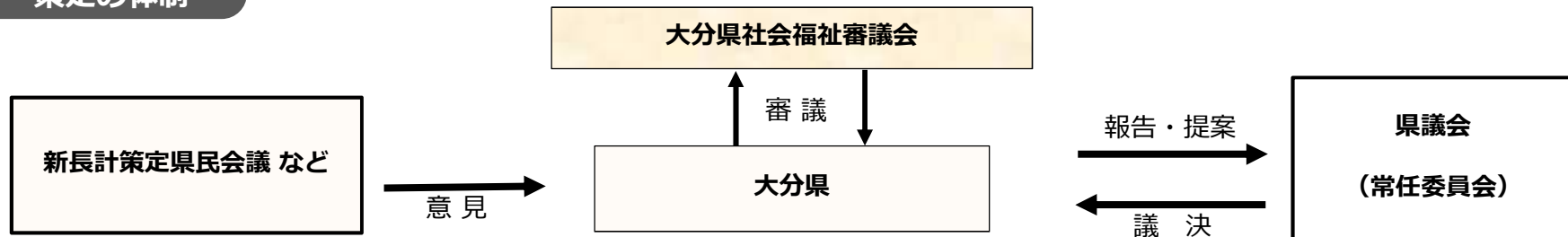
(3) ユニバーサルデザイン推進の基本指針

障がいの有無や年齢等にかかわらず、誰もが暮らしやすい社会の実現に向けて、ユニバーサルデザインの普及啓発等の取組を定めるもの。

2 計画の期間

5年間（R7～11年度） ※ 現行計画の期間：令和2～6年度

3 策定の体制



4 スケジュール

R6												R7						
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
◆社会福祉審議会① (骨子案)					◎2定(常任) ・骨子案			◆社会福祉審議会② (素案)			◎3定(本会議) ・立案過程の報告		◆社会福祉審議会③ (最終案)			◎4定(常任) ・素案	◎1定(本会議) ・議決	

大分県地域福祉基本計画の骨子（案）

第1 計画の趣旨等

1 計画の趣旨

少子高齢化や核家族化の進行等により、人間関係が希薄化し、家族や地域の支え合い機能が低下する中、だれもが安心して暮らせる地域づくりに向けた施策展開を図るもの

2 計画の位置付け

- ・社会福祉法に基づく都道府県地域福祉支援計画
- ・大分県長期総合計画の部門計画
- ・ユニバーサルデザイン推進の基本指針

3 計画期間

5年間（令和7～11年度）

※ 現行計画の期間
令和2～6年度

第2 地域福祉を取り巻く現状・課題

1 人口減少や世帯構造の変化

2050（R32）年（推計） 人口84.1万人、高齢化率40.5%
地域における関係性の希薄化、支え合い機能の低下

2 世帯の抱える課題の複合化・複雑化

ダブルケア、8050問題、ヤングケアラー

3 新型コロナウイルス感染症感染拡大による変化

困窮世帯の増加、孤独・孤立の顕在化

4 社会福祉法の改正

- ・R3.4「重層的支援体制整備事業」を新設
地域共生社会を実現するためのツール
地域づくり支援、相談支援、参加支援を一体的に実施

第3 計画の基本的事項

1 基本理念

誰もが共に支え合い、一人ひとりが生きがいや役割を持って暮らすことのできる地域共生社会の実現

2 基本方針

地域共生
社会の実現

- 1 共に支え合う地域づくり
- 2 多機関が協働した相談支援体制の整備
- 3 社会とのつながりづくり

第4 計画の具体的取組（施策体系）

1 共に支え合う地域づくり

(1) 参加の場・居場所の確保に向けた支援

～多世代交流・支え合い活動の推進、
地域コミュニティの育成支援等

(2) 多様な主体による地域づくりの推進

～民生委員・児童委員、社会福祉法人、ボランティア等

(3) 頻発する災害への対応

～災害時要配慮者支援

2 多機関が協働した相談支援体制の整備

(1) 包括的な相談支援体制の整備

～複合的課題に対応する体制整備等

(2) 関係機関・団体等の役割

～社会福祉協議会、地域包括支援センター、相談支援事業所、
子育て世代包括支援センター等

3 社会とのつながりづくり

(1) 生活課題(就労、居住、買物・通院等)への対応

～生活困窮者自立支援、ひとり暮らし高齢者対策等

(2) 権利擁護の推進

～成年後見制度の利用促進、虐待の防止等

(3) 共生意識の醸成と取組の促進

～ユニバーサルデザインの推進等

報告事項(1)
令和6年度当初予算案について

令和6年2月29日
大分県福祉保健部

令和6年度 一般会計当初予算案

(単位:千円、%)

部 局 名	6年度 当初予算案 (A)	5年度 7月補正後 予算額 (B)	増 減 額 (A)-(B)	伸 び 率 (A)/(B)
総 務 部	172,876,024	173,676,837	△ 800,813	△ 0.5
企 画 振 興 部	6,399,556	8,994,379	△ 2,594,823	△ 28.8
福 祉 保 健 部	112,535,092	139,658,810	△ 27,123,718	△ 19.4
生 活 環 境 部	13,933,013	12,935,031	997,982	7.7
商 工 観 光 労 働 部	80,363,958	95,491,554	△ 15,127,596	△ 15.8
農 林 水 産 部 (うち公共事業)	58,285,474 (27,484,494)	60,478,842 (28,594,818)	△ 2,193,368 (△ 1,110,324)	△ 3.6 (△ 3.9)
土 木 建 築 部 (うち公共事業)	98,678,614 (68,172,330)	96,738,621 (65,686,459)	1,939,993 (2,485,871)	2.0 (3.8)
教 育 委 員 会	115,873,319	106,510,232	9,363,087	8.8
警 察 本 部	28,035,957	27,107,693	928,264	3.4
会 計 管 理 局 議 会 人 事 委 員 会 監 査 委 員 会 監 務 局	2,826,993	3,019,001	△ 192,008	△ 6.4
合 計 (うち公共事業)	689,808,000 (95,656,824)	724,611,000 (94,281,277)	△ 34,803,000 (1,375,547)	△ 4.8 (1.5)

令和6年度 一般会計当初予算案

安心

(単位：千円)

事業名	6年度 当初予算案	5年度 7月補正後予算額	事業概要	所管課
①防災減災、危機管理				
1 新興感染症等対策推進事業	82,580	0	感染症発生の予防及びまん延防止の施策を講じるため、医療提供体制や検査体制を整備するとともに、人材の確保・育成を行う。 ・衛生環境研究センターの検査機器整備 ・感染管理認定看護師による社会福祉施設の感染症対策強化研修の実施 など	感染症対策課
②こども・子育て				
2 こども医療費助成事業	1,305,102	884,536	子育て家庭の経済的負担を軽減し、こどもたちの健康保持と健全育成を図るため、こども医療費を軽減する市町村に対し助成する。 【特】入院・通院医療費の助成対象に高校生を追加	こども未来課
3 保育環境向上支援事業	188,040	186,088	保育人材の確保と職場定着を図るため、清掃や配膳等を行う保育支援者の配置やICTの活用を軸とした保育現場の働き方改革に取り組む保育施設を支援する。 【特】保育支援者を配置する障がい児受入れ保育所等への助成 補助率 10/10 (国1/2 県1/4 市町村1/4) 限度額 10万円/月・施設 ・保育現場の働き方改革の推進に向けたICT機器導入への助成 補助率 1/2 限度額 50万円 など	こども未来課
4 認定こども園運営費	5,726,674	5,376,154	幼児教育及び保育の充実を図るため、認定こども園の運営に要する経費を負担する。 ・幼保連携型 110施設 ・幼稚園型 28施設 ・保育所型 41施設	こども未来課
5 ヤングケアラー等支援体制強化事業	45,232	27,724	ヤングケアラーなど支援を必要とするこどもや児童虐待のおそれのある家庭を早期に発見し、適切な支援に繋げるため、市町村と連携した見守り・相談体制を構築する。 【新】小学5年生から高校3年生を対象とした実態調査の実施 ・市町村等を支援する専門アドバイザーの配置 ・戸別訪問による家庭状況の把握等を行う市町村への助成 (14→18市町村) 補助率 5/6 (国2/3 県1/6) など	こども・家庭支援課

※ (新) は「新規事業」 (特) は「新おおいた創造挑戦枠事業」

令和6年度 一般会計当初予算案

安心

(単位：千円)

事業名	6年度 当初予算案	5年度 7月補正後予算額	事業概要	所管課
6 医療的ケア児等支援推進事業	34,317	26,471	医療的ケア児等が地域で適切な支援を受け、安心して生活できる環境を整えるため、医療的ケア児支援センターによる相談体制の充実や、在宅で看護等を行う家族の負担軽減に取り組む。 【特】一時預かり等を目的とした保険適用外の訪問看護利用費への助成 補助率 10/10 (国1/2 県1/4 市町村1/4) 限度額 7,500円/時間 (上限：144時間) など	障害福祉課
7 児童虐待防止対策事業	65,816	45,183	児童虐待防止の徹底を図るため、関係機関との連携及び児童相談所の対応力等を強化する。 【特】児童相談所における嘱託精神科医の増配置 中央児童相談所 月4日→5日 中津児童相談所 月2日→3日 ※上記に加え、精神科医による助言指導を随時実施 ・児童家庭支援センターと連携した指導 など	こども・家庭支援課
8 新 児童相談所施設整備事業	156,764	0	近年増加傾向にある児童虐待に適切に対応するため、一時保護所及び児童相談所の受入環境改善等の施設整備を行う。 ・一時保護所の個室増設 (6→14室) や夜間等緊急居室の設置 (2室) など 〔債務負担行為 71,645千円〕	こども・家庭支援課

③健康・医療、高齢者

9 みんなで進める健康づくり事業	71,011	22,767	健康寿命の更なる延伸を図るため、健康づくりの意識向上に向けた県民運動を市町村等とともに展開するほか、健康経営に取り組む事業所の拡大・質の向上等により、働く世代の心身の健康づくりを支援する。 【特】「おおいた歩得」に新たな機能を追加した新健康アプリの開発 【特】市町村毎の健康課題の解決に向けた取組への助成 補助率 1/2 限度額 50万円 など	健康づくり支援課
10 地域介護予防活動推進事業	5,837	9,875	要介護状態への移行・悪化を防止するため、市町村の行う地域に根ざした住民主体の介護予防活動を支援する。 【新】通いの場への参加促進に向けた市町村職員等研修の実施 など	高齢者福祉課

令和6年度 一般会計当初予算案

安心

(単位：千円)

事業名	6年度 当初予算案	5年度 7月補正後予算額	事業概要	所管課
11 がん対策推進事業	37,615	95,838	<p>がんになっても安心して希望をもって暮らせる社会を構築するため、がん診療連携拠点病院等の機能を強化するとともに、がん患者の社会参加に向けた、外見の変化による患者の苦痛を軽減するケアへの支援を拡充する。</p> <p>【新】アピアランスケアの補助対象に副作用へのケア用品を追加 補助率 1/2 限度額 8,000円 など</p>	健康づくり支援課
12 オンライン診療推進事業	17,479	15,647	<p>地域の実情に応じた適切なオンライン診療を推進するため、へき地の在宅医療現場等での実装に取り組む。</p> <p>【特】訪看ステーション等が行うオンライン診療受診支援に要する経費への助成 限度額 訪問看護ステーション 3,000円/回 訪問看護サービス提供医療機関 2,000円/回 ・在宅医療現場におけるタブレット導入支援の拡充(6万円/台→8万円/台) など</p>	医療政策課
13 在宅医療提供体制整備事業	35,668	15,315	<p>在宅医療提供体制を強化するため、新規参入や受入拡大を図る医療機関を支援するとともに、人生会議の取組を普及啓発する。</p> <p>【新】訪問診療を行う関係機関の連携促進に向けたセミナーの開催 ・訪問診療に必要な医療機器の整備に要する経費への助成 補助率 2/3 など</p>	医療政策課
14 訪問看護強化事業	21,581	7,592	<p>在宅療養ニーズの増加に対応するため、訪問看護ステーションの拡充を支援するとともに、訪問看護人材の確保を行う。</p> <p>【新】訪看ステーションが新たに雇用する看護師育成に必要な経費への助成 補助率 1/2 限度額 48万円 ・機能強化型訪問看護ステーションへの移行を支援するアドバイザーの派遣 ・訪問看護ステーションを紹介するWEBガイダンスの実施 など</p>	医療政策課
15 看護職員確保総合対策事業	236,646	240,891	<p>看護職員の確保、定着を図るため、潜在看護師の再就職支援の強化や看護師等養成所の運営支援を行うとともに、修学資金の貸付や特定行為研修の受講支援などを実施する。</p> <p>【新】再就職支援相談員の配置及びセミナーの開催 ・看護師修学資金(2.1~3.6万円)の貸付(90人) 【新】医療機関や医師を対象とした特定行為看護師制度の普及啓発 【新】訪問看護ステーション看護師の特定行為研修受講に要する経費への助成 補助率 1/2 限度額 80万円 など</p>	医療政策課
16 地域医療教育・研修推進事業	54,406	53,260	<p>地域医療に携わる医師の育成・確保を図るため、地域医療支援センターを設置し、医師や医学生などに研修を行うほか、女性医師の支援等に取り組む。</p> <p>【新】女性医師向けキャリア相談窓口の設置や復帰支援プログラムの作成</p>	医療政策課

令和6年度 一般会計当初予算案

(単位：千円)

事業名	6年度 当初予算案	5年度 7月補正後予算額	事業概要	所管課
17 外国人介護人材確保対策事業	45,192	30,325	<p>高齢化の進展等による福祉・介護ニーズの増大に伴う介護人材不足に対応し、質の高い外国人介護人材を確保するため、関係機関と連携して受入体制の整備等に取り組む。</p> <p>【特】送出国の学校関係者等の県内介護施設等への招聘 【特】送出国現地視察の関係機関が行う環境整備に要する経費への助成 補助率 1/2 限度額 100万円</p> <p>・外国人介護人材の新規雇用に要する経費への助成（1施設1人→2人に拡充） 補助率 1/2 限度額 13万円/人 など</p>	高齢者福祉課
18 介護現場革新推進事業	242,658	215,984	<p>介護従事者の負担を軽減し離職防止を図るため、ICT化やノーリフティングケア（抱え上げない介護）等により働きやすい職場環境の整備を行う事業所を支援する。</p> <p>・介護ロボット等の導入支援を行うアドバイザーの配置 ・介護現場におけるICT機器導入への助成 補助率 1/2～3/4 限度額 職員数 1～10名 100万円 11～20名 160万円 21～30名 200万円 31名～ 260万円</p> <p>【新】ノーリフティングケア用福祉機器導入への助成対象に入浴支援機器を追加 補助率 1/2～3/4 限度額 75万円</p> <p>・介護ロボット導入への助成 補助率 1/2～3/4 限度額 移乗支援・入浴支援 100万円 移乗支援・入浴支援以外 30万円 など</p>	高齢者福祉課
19 県立病院対策事業	1,389,229	1,111,115	<p>質の高い医療を県民に提供するため、県立病院の高度・専門・政策医療の運営や、施設等の改良に要する経費に対し負担金を交付する。</p> <p>・がん診療や救急医療体制の確保に要する経費の負担 ・精神医療センターの運営に要する経費の負担 など</p>	医療政策課

令和6年度 一般会計当初予算案

安心

(単位：千円)

	事業名	6年度 当初予算案	5年度 7月補正後予算額	事業概要	所管課
④障がい者					
20	障がい者差別解消・権利擁護推進事業	14,888	21,565	障がい者に対する差別の解消と権利擁護の推進を図るため、理解促進に向けた普及啓発を行うほか、専門相談員の配置など相談体制を整備する。 【特】視覚障がい者や聴覚障がい者を対象としたICT体験会の実施（6地域）	障害福祉課
21	障がい者就労環境づくり推進事業	86,513	80,410	障がい者の希望や特性に沿った就労を支援するため、障がい者雇用アドバイザーによる企業訪問や職場への定着支援等に取り組むほか、就労系事業所等から一般就労への移行を支援する。 【特】企業の人事担当者を対象とした研修会や経営層向けの啓発の実施 ・雇用支援アドバイザーや定着支援アドバイザーの配置（13人） ・一般就労への移行を促進する就労移行奨励金の交付 就労継続支援A型・B型事業所からの移行 25万円 就労移行支援事業所からの移行 15万円 など	障害者社会参加推進室
⑤人権尊重、多様な主体との協働					
22	地域共生社会構築推進事業	100,677	98,791	だれもがともに支え合い、人と人とのつながりを感じ安心して暮らせる地域共生社会の実現を図るため、地域住民等が取り組む多世代交流や地域の支え合い活動等を市町村と連携して支援する。 【特】地域での子育てや障がい等の多分野連携に向けた専門家派遣体制の構築 ・市町村の重層的支援体制構築に要する経費への助成 補助率 3/4（国1/2 県1/4） など	福祉保健企画課

令和6年度 一般会計当初予算案

未来創造

(単位：千円)

事業名	6年度 当初予算案	5年度 7月補正後予算額	事業概要	所管課
①教育				
23 私立幼稚園運営費	800,190	949,827	幼児教育の充実を図るため、私立幼稚園を設置する学校法人に対し運営に要する経費を助成する。 ・私学振興費 5施設、施設型給付費 15施設	こども未来課

報告事項(2)福祉保健部門計画について

①令和5年度策定計画案

- ① 「おおいた高齢者いきいきプラン（第9期）」・・・・・・・・・・ 1
- ② 「大分県困難な問題を抱える女性への支援計画」・・・・・・・・・・ 2
- ③ 「大分県障がい者計画（第2期）」及び
「大分県障がい者芸術文化推進基本計画」・・・・・・・・・・ 3
※大分県障がい者計画と一体的に策定
- ④ 「大分県アルコール健康障がい対策推進計画（第2期）」及び
「大分県ギャンブル等依存症対策推進計画（第2期）」・・・・・・・・ 4
※大分県医療計画と一体的に策定
- ⑤ 「いのち支える大分県自殺対策計画（第2期）」・・・・・・・・・・ 5

令和6年2月29日

大分県福祉保健部

おおいた高齢者いきいきプラン（第9期）について

総論

1 計画の策定趣旨等

- (1) 趣 旨： 本県の高齢者福祉施策の基本指針となるもの
- (2) 策定根拠： 老人福祉法 第20条の9（老人福祉計画）及び介護保険法 第118条（介護保険事業支援計画）
- (3) 計画期間： 令和6年度～8年度（3年間）

2 高齢者等の現状と将来推計

- ・高齢者人口のピークは2025年、高齢化率は2050年には4割を超える
- ・2040年に向け医療・介護双方のニーズを有する85歳以上人口が急激に増
- ・要介護認定率は全国水準より低く推移。今後更なる増加が見込まれる
- ・認知症高齢者の増
- ・世帯主が65歳以上の高齢者単独世帯・高齢夫婦世帯の増

3 計画の基本理念

高齢者が生きがいを持って、健康で、安心して暮らせる地域づくりの推進
～地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの深化・推進～

各論

第1章 生涯にわたり生きがいを持って活躍できる社会づくり

- ①就労的活動の促進（企業へのアプローチ、高齢求職者の掘り起こし、マッチング等）
- ②地域活動への参画促進（老人クラブやボランティアの活動支援）
- ③生涯学習やスポーツ等の推進

第2章 健康寿命日本一の実現に向けた環境づくり

- ①健康寿命を延ばす健康づくりの推進（特定健診の啓発等）
- ②介護予防の推進（地域リハビリテーション協議会の開催や、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施、専門職の効果的な関与等による住民主体の通いの場の充実）
- ③自立支援・重度化防止の取組の推進（在宅復帰機能強化、生活機能の改善に資するサービスの適切な利用の推進）

第3章 地域で安心して暮らせる基盤づくり

- ①地域共生社会の推進（包括的相談支援体制の整備、居住支援体制の構築と推進）
- ②地域ケア会議の充実・強化（市町村への個々の課題に応じた個別支援）
- ③生活支援サービスの充実（生活支援コーディネーターの取組支援）
- ④良質な高齢者向け住まいの確保（住宅等確保、住宅改造等）
- ⑤医療・介護連携の推進（市町村における効果的な事業実施の支援、外来医療とかかりつけ医機能等）
- ⑥地域包括ケアシステムを支える人材の育成・資質向上
- ⑦支援を要する高齢者を支える環境の整備

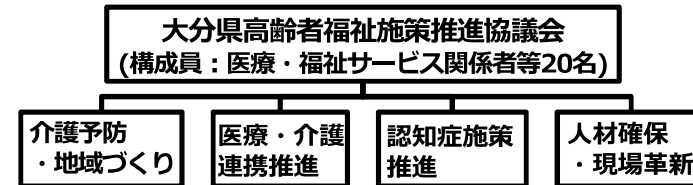
第4章 必要な時に安心して介護サービスを受けられる基盤づくり

- ①介護サービスの充実（居宅・地域密着型・施設サービスの充実）
- ②介護人材の確保・育成（参入促進、離職防止・定着促進、現場革新）
- ③介護サービスの質の確保・向上（介護給付の適正化等）
- ④災害や感染症対策に係る体制整備（施設での感染症対策の取組支援、地域における連携体制の構築等）

第5章 認知症など支援が必要な人を支える地域づくり

- ①認知症施策の推進（理解の促進と地域づくりの推進、社会参加支援等）
- ②虐待防止対策の推進（県民への普及啓発、従事者への研修の実施）
- ③権利擁護の推進（成年後見制度の利用促進等）

計画策定の体制



※協議会の下に4つの部会を設置

「大分県困難な問題を抱える女性への支援計画」について

第1章

困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針

1 基本的な考え方

(1) 策定趣旨

困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、個々の支援対象となる女性に対して効果的に機能することを目指す

(2) 計画期間

令和6年度～10年度（5年間）

(3) 計画対象となる女性の範囲

性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活を営む上で困難を抱える女性

(4) 位置付け

- ・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条第1項に基づく県基本計画（義務）
- ・主に女性相談支援センターに関する基本的な方針と施策の内容を記載

※令和6年4月1日法施行に伴い、「婦人相談所」は「女性相談支援センター」に改正

2 現状及び課題

(1) 現状

ア 女性相談支援センター

- ・年間相談件数 3,457件（令和4年度）
- ・相談の9割が30歳以上の女性
- ・主な相談主訴は、「精神保健に関するもの」、「夫等の暴力」
- ・一時保護の状況 平成30年度 57人 → 令和4年度 22人

イ 婦人寮

- ・平成30年度 3人 → 令和4年度 1人

(2) 課題

- ア 女性相談支援センターの役割の周知
- イ 市町村の相談体制
- ウ 一時保護所や女性自立支援施設の利用者の減少
- エ 一時保護解除後や女性自立支援施設退所後のアフターケア
- オ 女性相談支援センターの専門性の向上
- カ 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性への配慮
- キ 外国人への相談支援

3 基本目標

【目指す姿】

相談者の立場に寄り添い、本人の意向を十分に尊重しながら、「安心」、「信頼」、「誠実」で応える女性相談支援センター

(1) 若年女性の相談しやすい体制づくり

広報強化による30歳未満女性の相談増加

(2) 一時保護所や女性自立支援施設の利用促進

周知や入所ルールの見直し等による利用者の増加

(3) アフターケアの確実な実施

一時保護解除後や女性自立支援施設退所後の確実なアフターケアの実施

第2章

困難な問題を抱える女性への支援のための具体的施策

- 1 広報活動の強化
若年女性向けにSNSやリーフレット等の活用
- 2 関係機関との連携
女性相談支援センターがワンストップで相談を受け止めるよう努めるとともに、関係機関ネットワーク会議（名称未定）を設置・開催し、連携体制を確立
- 3 相談支援の専門性の確保
新任職員に対するOJT、初任者研修、専門研修などの充実
- 4 市町村の体制強化
各市町村において、ケース検討会や意見交換会を実施
- 5 法律相談の実施
- 6 大分県外国人相談センターとの連携
- 7 一時保護の円滑な実施
速やかな方針決定による安全・安心の確保
- 8 一時保護所や女性自立支援施設の入所時のルールの改善検討
スマホ利用などの入所時ルールについて、他自治体の例などを参考に検討
- 9 一時保護所や女性自立支援施設における支援の充実
被害からの回復や日常生活の回復支援、同伴児童への支援、生活・就労・居住などの自立支援
- 10 アフターケアによる退所後等の支援
適切な支援方針の策定と関係機関と連携した相談支援等

大分県障がい者計画（第2期）について

I 総論 計画の基本的考え方

- 1 計画の基本目標
障がい者が心豊かに暮らし働ける社会づくり～障がい者活躍日本一の実現～
- 2 計画の基本理念
 - ①人格と個性を尊重し合える共生社会の実現
 - ②障がい者自らの決定による自己実現と社会参加の促進
 - ③障がいを理由とする差別のない社会の実現
 - ④ライフステージを通じた切れ目のない支援
- 3 計画期間：令和6年度から令和11年度までの6年間

障がい者の現状

1 障害者手帳交付状況

	平24 (2012)	令4 (2022)	増 減
身体障がい者	65,080人	56,485人	△8,595人(△13.2%)
知的障がい者	8,802人	11,937人	3,135人(35.6%)
精神障がい者	6,121人	11,964人	5,843人(95.5%)

2 医療的ケア児（市町村調べ）人数 143人

II 各論 第1章 施策の現状と課題及び今後の取組

1 共生社会実現に向けた理解促進と権利擁護

- ①障がいを理由とする差別の解消の推進 ②障がい者の権利擁護の推進

2 身近な地域で心豊かに暮らせる福祉の基盤づくり

- ①相談支援体制の整備
- ②在宅サービス等の充実
 - ・グループホーム、共生型サービスの整備推進
- ③障がい児支援の充実
 - ・こどもの悩みに関する相談を受ける発達支援コンシェルジュの配置
 - ・医療的ケア児の看護等を行う家族に対するレスパイトや就労等の支援
 - ・特別支援学校の宿泊学習への訪問看護師の派遣
- ④福祉介護人材の育成・確保
 - ・障害福祉サービス事業所を認証する制度（ふくふく認証）の実施
 - ・介護ロボット、ICTの更なる導入支援
- ⑤福祉用具等の活用促進
- ⑥情報・コミュニケーションの支援
 - ・障がい者のICT機器体験会等を実施するサポートセンターの設置

3 保健・医療の充実

- ①障がいの早期発見・早期支援
 - ・発達相談会や5歳児健診への専門医の派遣

II 各論 第1章 施策の現状と課題及び今後の取組（続き）

- ②医療・リハビリテーションの充実
- ③精神保健・医療施策の推進
 - ・県立病院精神医療センター、民間精神科病院による救急医療体制確保
 - ・精神障がい者の地域移行・地域定着の推進
- ④難病患者の医療と療養生活の確保

4 教育の振興

- ①インクルーシブ教育システムの構築のための教育環境の整備
- ②特別支援教育の充実に向けた教職員の専門性の向上

5 雇用・就労・経済的自立の推進

- ①障がい者雇用の促進
 - ・雇用アドバイザーによる企業とのマッチング支援と職場定着の推進
 - ・企業の人事担当者間のネットワーク構築
- ②障がい者の職業能力開発
- ③障がい特性に応じた就労支援及び多様な就労機会の確保
 - ・障害者優先調達推進法に基づく、県、市町村からの優先調達の推進及び民間企業への物品等発注の働きかけ
- ④福祉的就労の底上げ
 - ・共同受注センターの販路・受注拡大に向けた取組の強化
 - ・アグリ就労アドバイザーの配置による農福連携の推進
- ⑤生活に困窮する障がい者を支える仕組みの構築

6 生涯にわたり生きがいを持って活躍できる社会づくり

- ①芸術文化活動の振興（大分県障がい者芸術文化推進基本計画）
 - ・障がい者アーティスト作品の商品化に向けた支援
- ②スポーツ等の振興
 - ・総合型スポーツクラブ等と連携した障がい者スポーツの普及・促進
- ③社会参加の促進
 - ・身体障害者福祉センター、聴覚障害者センターの運営
- ④学校卒業後の多様な学習機会の充実
- ⑤読書環境の整備

7 安心・安全な生活環境の整備、防災等の推進

- ①障がい者に配慮したまちづくりの総合的推進 ②住宅・公共的施設等の整備
- ③移動・交通手段の確保 ④防犯対策の推進
- ⑤防災対策の推進
 - ・個別避難計画の作成支援、災害拠点精神科病院及び派遣チームの指定・訓練

第2章 地域生活支援事業及び障害福祉サービス量の見込

III 推進体制

IV 資料編

大分県医療計画（第8次：令和6～11年度）

1 計画の趣旨等

- (1)趣旨：急速な少子高齢化の進展や医療ニーズの変化などに対応した、質の高い、効率的な医療提供体制の確保を図るために策定
- (2)根拠：医療法 第30条の4第1項
- (3)期間：令和6(2024)年度から令和11(2029)年度までの6年間
(在宅医療・外来医療計画・医師確保計画については3年間で中間見直しを実施。併せて全体の時点修正等も行う)

2 医療圏の設定

- (1)一次医療圏：日常の健康管理や一般的な疾病に対応(市町村を単位)
- (2)二次医療圏：一般的な入院医療需要に対応(市町村区域を越えた広域的な単位)
医療需要や地理的条件などを勘案し、現行どおり6医療圏(東部・中部・南部・豊肥・西部・北部)とする
- (3)三次医療圏：高度・専門的な診断や治療が必要な医療需要に対応(県全域を単位)

3 安心で質の高い医療サービスの提供

国が定める、生活習慣病や特に広範かつ継続的な医療の提供が必要な5疾病と、地域医療の確保に必要な6事業及び在宅医療等の提供体制の整備。

【5疾病】

- (1)がん医療：誰一人取り残さないがん対策を推進し、全ての県民とがんの克服を目指す
○科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実
○患者本位で持続可能ながん医療の提供
○がんとともに尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築
- (2)脳卒中医療 (3)心筋梗塞等の心血管疾患医療：急性期から回復期、維持期の切れ目のない医療提供体制の整備
○生活習慣改善による発症予防の取組
○適切なリハビリの実施やかかりつけ医との連携による一貫した医療提供体制の構築
○循環器病における救急搬送体制、相談支援体制の整備
- (4)糖尿病医療：予防と早期治療、日常生活管理及び治療体制の整備
○働き盛り世代や健康無関心層への生活習慣改善に関する普及啓発など発症予防の取組を推進
○専門医とかかりつけ医など医療機関相互の連携の促進
- (5)精神疾患医療(依存症、認知症施策含む)：多様な精神疾患に対応し、地域で安心して暮らせる体制の整備

- ①精神疾患医療：入院患者の地域移行、精神科救急及び災害精神医療の体制整備
- ②依存症：発症・進行・再発予防の各段階に応じた取組の推進 ←
- ③認知症：若年性認知症施策の強化や認知症本人と家族への支援の推進

【6事業及び在宅医療】

- (1)小児医療：家族への支援体制や地域小児医療の確保
○#8000(子ども医療電話相談事業)の推進 ○医療的ケア児への支援体制の整備
○かかりつけ医の普及啓発や勤務環境改善等による小児科医師の働き方改革の推進

(2)周産期医療：妊娠、出産から新生児に至る周産期医療の安全性の確保

- 周産期医療圏の見直し ○周産期医療ネットワークの強化
- 周産期メンタルヘルスケア体制の充実

(3)救急医療：迅速な救命処置を行う体制の整備

- メディカルコントロール体制など病院前救護体制の充実強化
- 初期、二次、三次救急医療体制の充実

(4)災害医療：災害時に必要な医療救護体制の整備

- 地域における災害医療コーディネーターを中心とした多職種連携の推進
- 災害派遣医療チームの派遣体制の確立 ○医療機関の止水・浸水対策の強化

(5)新興感染症医療：新興感染症発生・まん延時に必要な医療提供体制の整備

- フェーズに応じた医療体制の確保、役割分担の明確化
- 新興感染症の発生時に入院や外来医療等を担う協定指定医療機関等の整備

(6)へき地医療：どこに住んでいても医療サービスを受けられる体制の整備

- へき地診療所及びへき地医療拠点病院に対する支援
- 医師の確保・育成 ○オンライン診療等の遠隔医療の活用

(7)在宅医療：自宅等住み慣れた環境で療養が可能となるよう適切な医療提供体制の整備

- 退院から日常の療養管理、急変時対応、看取りまで一貫した在宅医療提供体制の推進
- 医療と介護の連携体制の強化 ○在宅医療や人生会議の普及啓発の推進

4 外来医療に係る医療提供体制の確保(外来医療計画)

- 不足する外来医療機能等の情報提供による外来医療の偏在是正
- 医療機関の機能明確化と連携 ○医療機器を効率的に活用するための共同利用の推進

5 医師の確保(医師確保計画)

- 自治医科大学及び大分大学医学部地域枠制度による地域医療を担う医師の養成
- 小児科・産婦人科医師の確保 ○医師の働き方改革の推進 ○女性医師の支援

6 医療従事者(医師を除く)の確保

- (1)歯科医師 ○周術期の口腔管理に関する研修促進
○がん患者に対する口腔ケアなど医科歯科連携の推進
- (2)薬剤師 ○薬局・医療機関における薬剤師確保の促進による地域偏在の解消
○かかりつけ薬剤師・薬局が活躍する地域連携薬局の推進
- (3)看護職員 ○看護師等養成所に対する運営費助成、修学資金の貸付による県内就職の促進
○在宅分野での人材確保 ○専門性の高い看護師の養成を推進

大分県アルコール健康障がい対策推進計画(第2期)

大分県ギャンブル等依存症対策推進計画(第2期)

- 正しい知識の普及と不適切な誘引を防止する社会づくり
- 誰もが相談できる場所と、必要な支援につなげる相談支援体制づくり(発症予防)
- 医療体制の整備と連携の促進(進行予防)
- 当事者が円滑に回復、社会復帰するための社会づくり(再発予防)
- 医療、保健、福祉、教育等、支援に関わる人材の育成

医療計画と一体的に策定

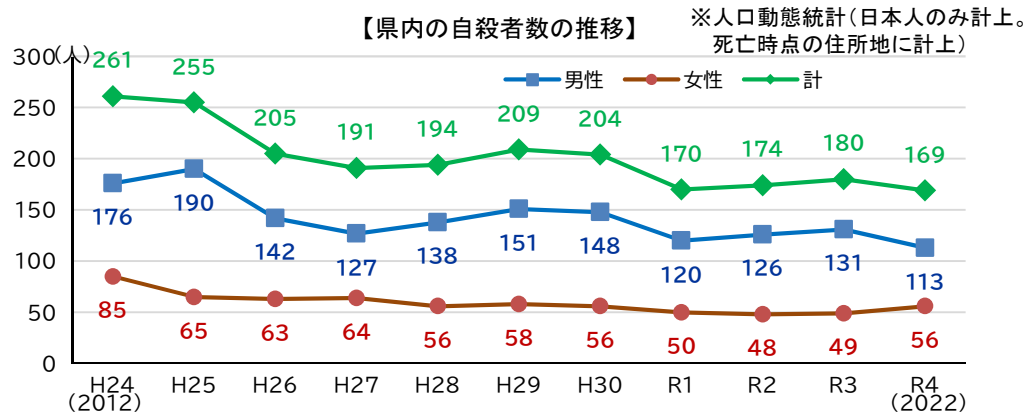
いのち支える大分県自殺対策計画（第2期）について

第1章 計画策定の趣旨等

- 自殺対策基本法第13条第1項に基づき、自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、都道府県の実情を勘案し策定するもの。
- 計画期間：令和6年(2024)年度から令和11年(2029)年度までの6年間

第2章 本県における自殺の現状と課題及び目標

○現状：県内の自殺者数は、減少傾向が続いている。



○課題

- ・女性の自殺者数は、令和3年から上昇傾向であり、早めに支援を講じる必要
- ・生活困窮者、性的少数者、外国人等、困難な問題を抱える人に対する相談体制の整備や支援を充実させる必要

○数値目標

	令和4年	令和11年
自殺者数	169人	→ 134人
自殺死亡率	15.5	→ 13.0

※自殺死亡率：人口10万人あたりの自殺者数、全国(R4)17.4、大分県は41位

第3章 自殺対策の基本方針

- 1 生きることの包括的な支援として推進
 - ・生きることの「阻害要因」を減らし、社会全体の自殺リスクを低下
- 2 関連施策との有機的な連携で総合的な対策を展開
- 3 実践と啓発を両輪として推進
 - ・自殺は「誰にでも起こり得る危機」という認識の醸成
- 4 県、市町村、民間団体等、各役割を明確化し、連携・協働して推進
- 5 自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮

第4章 いのち支える自殺対策における取組

1 総合的な自殺対策の推進

- ・「大分いのちの電話」の電話相談員の養成を支援
- ・自殺予防週間(9/10～9/16)等を通じた啓発や講演会の開催
- ・自殺のリスクが高い人の適切な支援と保護
- ・SNS等多様な手段による相談支援

2 こども・若者の自殺対策の推進

- ・「24時間子供SOSダイヤル」「いじめ相談メール」等による相談対応
- ・「おおいた地域若者サポートステーション」での、若者の就学や就職支援
- ・こどもや若者の不登校やひきこもりの相談等支援

3 労働者・経営者の自殺対策の推進

- ・長時間労働の是正やワーク・ライフ・バランスなどに取り組む企業を表彰
- ・企業でのメンタルヘルス研修等に講師を派遣

4 失業者等の自殺対策の推進

- ・キャリアコンサルティング、職業相談、職業紹介などの求職者支援

5 生活困窮者の自殺対策の推進

- ・支援体制の構築及び段階的な就労訓練などの自立促進支援

6 子育て世代の自殺対策の推進

- ・産後うつ等問題を抱えるお母さんを早期に適切な支援に「つなぐ」体制づくり
- ・家庭訪問し、子育ての不安や悩みを聞き、一緒に家事や育児を行う子育て支援

7 高齢者の自殺対策の推進

- ・認知症の人やその家族に対する相談支援
- ・介護者への支援

8 女性の自殺対策の推進

- ・困難な問題を抱える女性の相談について、弁護士等による法律相談等を実施
- ・配偶者暴力相談支援センターでの電話・来所・出張相談

9 性的少数者の自殺対策の推進

- ・LGBT等相談窓口を設置
- ・性的少数者への理解促進のための研修会開催等

10 外国人の自殺対策の推進

- ・大分県外国人総合相談センターでの多言語相談対応

11 評価指標一覧

第5章 自殺対策の推進体制等

資料編

報告事項(2)福祉保健部門計画について

②令和6年度策定予定の計画

令和6年2月29日
大分県福祉保健部

「おおいた子ども・子育て応援プラン(第5期計画)」(仮称)の策定について

計画の性格

こども基本法第10条第1項に基づき、都道府県はこども大綱を勘案し、「県こども計画」を作成する(努力義務)。同条第4項に基づき、(6)(7)も一体のものとして作成できる。

第4期計画

- (1)「次世代育成支援対策推進法」に基づく県行動計画
- (2)「子ども・子育て支援法」に基づく県支援計画
- (3)「平成26年6月17日付け雇児0617第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知」に基づく県母子保健計画
- (4)「県長期総合計画」の部門計画

R5.3月廃止・置換



第5期計画

- (5)「こども基本法」に基づく県こども計画
- (6)「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく県計画 現:「大分県ひとり親と困難な生活環境にある子どもの支援計画」
- (7)「子ども・若者育成支援推進法」に基づく県子ども・若者計画 現:「大分県青少年健全育成基本計画(大分県子ども・若者プラン2015～改訂版～)」
- (8)「成育基本法」に基づく「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」に基づく県母子保健計画 ←

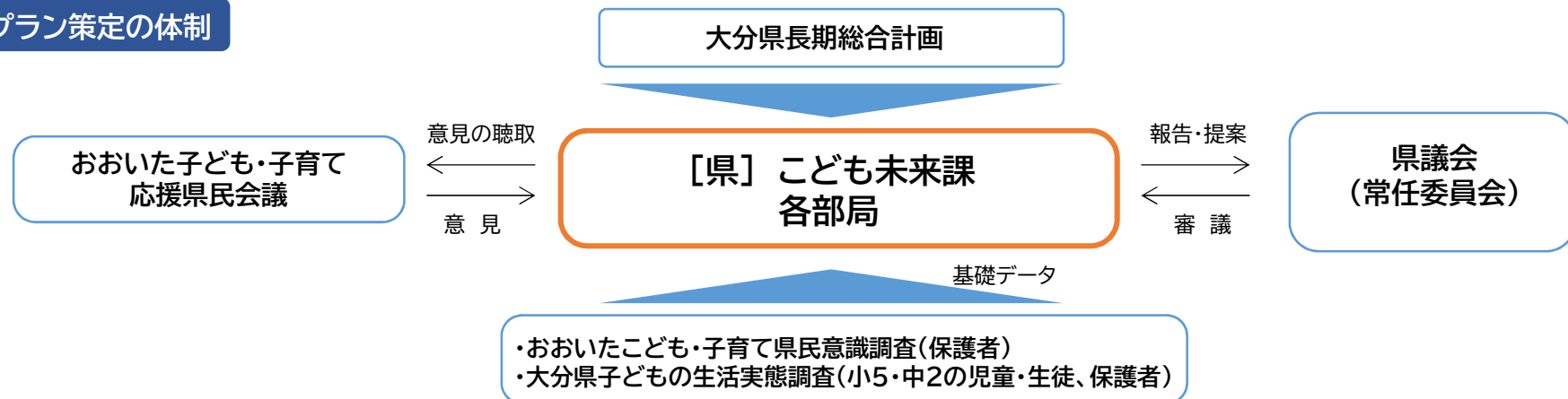
計画の期間

令和7年～令和11年(5年間)

計画の進捗管理

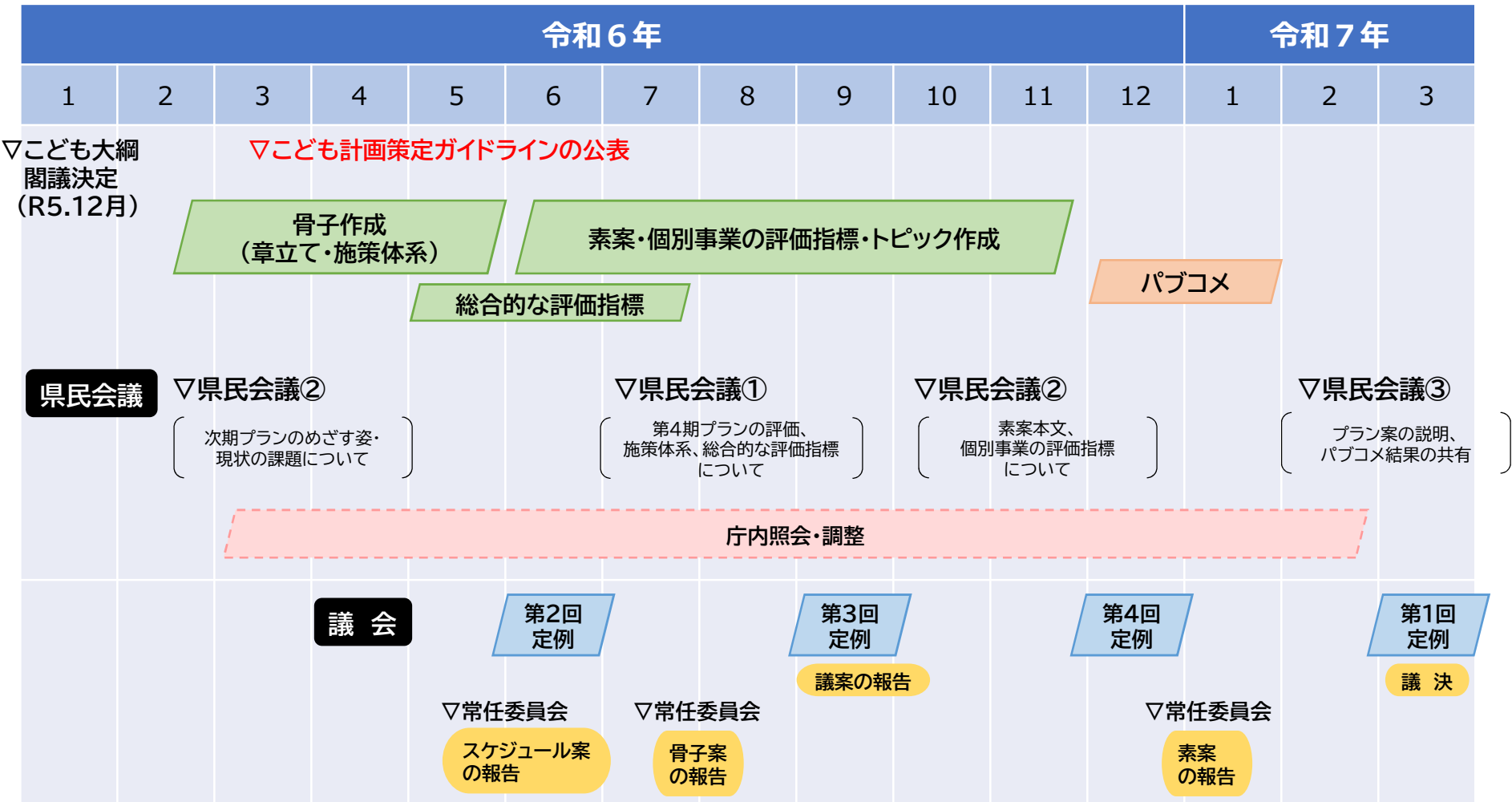
事業の実績を示す「個別事業の評価(アウトプット)」と、計画遂行の成果を示す「総合的な評価指標(アウトカム)」により行う。

プラン策定の体制



「おおいた子ども・子育て応援プラン(第5期計画)」(仮称)の策定について

スケジュール(案)



報告事項(3)

中津市で発生した児童死亡事案に係る
検証報告について

令和6年2月29日

大分県福祉保健部

虐待が疑われる重大事例等検証報告書【概要】

(令和5年1月7歳女兒が実母から殺害された事例)

令和5年10月16日 大分県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談部会

1 検証の目的・方法

(1)検証の目的

児童虐待の発生予防と再発防止、支援体制の充実のため、今後の対応の指標となる提言を行うことを目的に、検証を行った。

(2)基本的な考え方

- ア 本検証は、再発防止策を検討するためのものであり、個人の責任追及や事件化を行うものではない。
- イ 調査においては、対象者の利益を損なうような追求は行わない。
- ウ 個人の対応を問題とするのではなく、組織としての対応の問題を把握するものである。

(3)実施方法

関係機関等からの調査結果をもとに、大分県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談部会において、課題の抽出、提言内容の検討を進めた。

2 開催日程・委員

開催日程：令和5年1月～10月(計5回実施)

委員：大分県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談部会委員 8名

3 事例の概要

令和5年1月17日、大分県中津市において、実母が長女(本児：当時7歳)を死亡させる事件が発生した。同年4月、大分地方検察庁は実母の心神喪失を認めて不起訴処分とし、心神喪失者等医療観察法に基づき、実母の医療機関への入院を大分地方裁判所に申し立てた。

4 事例検証の総括

実母は、令和4年12月頃から精神不安の状態が急激に悪化した中で本児の殺害に及んでいた。中津児童相談所は、令和3年8月以降断続的に子育ての悩みの相談等に応じていたが、今回の検証を通じて得られた以下5に記載の課題に対し、その他の関係機関とともに相応の対応をとっていたとしても、本事案の発生を予測し、防止することはかなり困難であったと考えられる。

5 事例の検証から得られた課題

今後の関係機関のより良い対応に向けて、今回の検証を通じて得られた課題について考察する。

(1)虐待リスクの把握

ア 的確なケースアセスメント

・令和4年12月15日の通所面接(結果的に本事例発生前最後の面接となった。)において、実母の精神不安の状態の悪化が推察できたことから、児童相談所は関係機関に情報提供を行ったが、その際、児童相談所においても本児に対する虐待リスクを評価した上で、援助方針を見直すなどの対応を取る余地があった。

イ 医学的な見立て

・本事例は実母の精神不安の状態が急激に悪化したことが主な原因と考えられるが、児童相談所の援助方針決定の際に医学的評価を適切に反映したり、ケースアセスメント結果に応じて児童相談所の精神科医師を活用し、実母への支援方法等について助言を受けるなどしていれば、本児に対する虐待リスク評価の引き上げに繋がった可能性がある。

(2)関係機関との連携

・本事例では、実母の養育不安を主訴として中津児童相談所が主体的に関わり、中津市は要保護児童対策地域協議会(要対協)調整機関としての情報共有を中心に支援していたが、実母の精神不安の状態悪化時などに個別ケース検討会議を開催し、その後の支援体制等を協議・検討していれば、関係機関(中津市、小学校等)に本児に対する虐待リスクが共有され、見守り体制が強化された可能性も考えられる。

6 再発防止に向けた提言

(1) 児童相談所の体制強化

ア 児童相談所職員のケースアセスメント能力等の向上

・児童相談所には、正しい知識に基づいて家族全体のケースアセスメントを適時適切に行い、アセスメント結果に沿って支援を着実に行う専門性が必要であり、過去のエピソード等から導き出される虐待のリスクを常に想定した支援を展開することが求められる。

・精神不安等を抱える保護者の支援において、精神不安の状態の悪化等に適時適切に対応するためには、児童相談所職員が医学的見立てに繋げられるよう、ケースに対する感度を高め、磨くことが重要であり、アセスメント力を高めるための研修・教育の充実が必要である。

・また、対応が長期化しているケースで顕著な変化が生じた場合等においては、児童相談所として組織的な情報共有を速やかに行い、援助方針を明確にすることが必要である。そのため、ケースマネジメントを指導できる児童福祉司等を計画的に育成し、経験豊富な職員(スーパーバイザー)を的確に配置するための体制整備を図るとともに、所長をはじめとした管理職の組織マネジメント力を高め、それを維持するための仕組みが求められる。

イ 児童相談所における医学的専門性の強化

・精神疾患や精神不安を抱える保護者等のケース支援においては、保健・医療との連携が重要であり、保護者自身の病状やこどもの養育状況を的確に把握し、安定的な養育環境を維持するためのチームアプローチが必要である。児童相談所の援助方針に医学的評価を適切に反映させるためには、医療機関等とのより良い情報共有のあり方について検討する必要がある。

・また、精神疾患や精神不安を抱える保護者等のケースで対応が長期化している場合には、虐待リスクとなる兆候や要因に関する見落としを防ぐため、医学的診断の重要性を改めて認識することが必要である。保護者の精神的不調の状況を丁寧に見極め、必要に応じて医療機関等から積極的に病状を把握するとともに、児童相談所の精神科医師や保健師の意見や助言等を適宜反映させるよう改めて徹底することが求められる。

・児童相談所における医学的専門性を強化するため、精神科医師に適宜相談できる体制の構築が望まれる。

(2) 関係機関との更なる協働

ア 要対協における情報共有の徹底

・要対協はケースの情報共有やアセスメント、援助方針及び進行管理を協議する場であり、相談内容が複雑化・多様化する中で、その重要性は高まる一方である。

・精神疾患や精神不安を抱える保護者等のケースで対応が長期化している場合には、必要に応じて個別ケース検討会議を開催し、関係機関の情報共有と具体的な役割分担の確認やその見直しを行い、状況に則して援助方針を明確にすることが重要である。

イ 子育て支援サービス等の活用

・精神疾患や精神不安を抱える保護者への支援にあたっては、市町村が実施主体である子育て短期支援事業(ショートステイ等)や、家庭を訪問して弁当配布等を行い家庭状況を把握する事業(支援対象児童等見守り強化事業)のほか、児童相談所が行う児童家庭支援センターへの指導委託といった子育て支援サービスや社会資源に繋いだりすることにより、家族を多角的な視点で捉えることが重要である。

・県や市町村においては、多様な支援ニーズに対応するため、引き続き各種子育て支援サービスや相談支援体制の充実を図ることが求められる。